

令和4年3月  
農林水産省消費・安全局  
畜水産安全管理課

## 食品製造工場から発生する食品残さの飼料利用に関する 見直しについて（BSEに係る飼料規制関係）

現在、カット肉や食肉製品を原料として扱う食品製造工場（冷凍食品工場など）の製造工程から発生する残さは、飼料への利用<sup>(※)</sup>が認められているが、反すう動物由来のものとの分別管理を前提とされており、実態上、ほとんど飼料利用されていない。

今回、これまでのリスク管理措置及びその遵守状況並びにそのリスクを鑑み、反すう動物由来のものとの分別することなく、エコフィード製造事業場（食品残さ利用飼料の製造事業場）で処理して飼料利用<sup>(※)</sup>できるようにする見直しを行う。

(※) 反すう動物用飼料への利用は不可。

### 1. 背景及び現状

- (1) 平成13年9月、我が国でBSEの発生が確認されたことを受け、BSEの感染源となりうる動物由来たん白質の飼料利用を原則禁止とした。その後、飼料規制等のリスク管理措置を徹底した上で、我が国におけるBSE発生リスクの低下や科学的知見等を踏まえ、順次規制の範囲を見直してきた。
- (2) 現在、食品製造業の工場（エキス工場、食肉製品工場、冷凍食品工場など）の製造工程から発生する食品残さ（以下「工程残さ」という。）については、反すう動物由来のものが混入していないことを条件に、豚・鶏肉骨粉等の製造事業場又はエコフィード製造事業場で処理し、豚・鶏・養魚用飼料に利用できることとしている。
- (3) 他方、食品小売業や外食産業などから発生する食品残さ（余剰食品（売れ残り食品、食べ残しなど）及び調理残さ。人が食べられる部位のみに由来する残さ）については、反すう動物由来のものとの混入の有無にかかわらず、エコフィード製造事業場で処理し、豚・鶏・養魚用飼料に利用できることとしている。

(4) 食品製造工場のうち、枝肉を扱わず、原料としてカット肉や食肉製品を受け入れる工場－例えば、冷凍食品工場、製パン工場、即席麺工場－の工程残さは、豚・鶏・養魚用飼料として利用できるが、実態上ほとんど利用されておらず、近年、飼料関連事業者及び畜産関係者より、食品リサイクルの推進や飼料コストの低減化の観点から、規制を適正化し、食品循環資源の飼料利用を推進したいという要望が高まっている。

## 2. 見直し方向

食品製造工場のうち、枝肉を扱わず、原料としてカット肉や食肉製品を受け入れる工場の工程残さに含まれる動物由来たん白質は、すでに豚・鶏・養魚用飼料として利用できる残さ（食品小売業や外食産業から発生する残さ）に含まれる動物由来たん白質と同等のものであることから、現行のBSE対策を前提とすれば、これらの工程残さがBSEの感染源となる可能性は極めて低いと考えられる。

このため、関連通知（※）を改正し、これらの工程残さも食品小売業などから発生する残さと同様の条件で、豚・鶏・養魚用飼料に利用できることとする見直しを行う。

なお、見直し後もBSEに係る飼料規制の実効性を確保するため、動物由来たん白質を含む飼料が、反すう動物用飼料に混入したり、反すう動物に誤用・転用されたりすることがないように、引き続き遵守指導を徹底する。

※ 

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について			
平成 17 年 3 月 11 日	16 消安第 9574 号	農林水産省消費・安全局長通知	
令和 2 年 12 月 28 日	2 消安第 4319 号	農林水産省消費・安全局長通知最終改正	

# BSEに関する飼料規制の基本的考え方

## 1. BSEの**感染源となりうる原料**の飼料利用を規制 (原料規制)

肉骨粉、動物性油脂等の牛用飼料への利用禁止



## 2. 牛用飼料とその他飼料の分離 (ライン分離) (製造規制)

牛用飼料とその他飼料の交差汚染を防止するため、飼料の製造、出荷、運送、保管、給与の各段階において分離

(注:「牛用飼料」には、牛、めん羊、山羊、鹿用飼料が含まれる。)

### 肉骨粉等の製造管理

牛肉骨粉

牛・めん山羊残さ

豚・鶏・魚 残さ

豚・鶏 肉骨粉  
魚粉

### 配合飼料の製造管理

牛用飼料

豚・鶏・魚用飼料

牛肉骨粉を含む  
魚用飼料

### 流通・給与段階の管理



牛への給与禁止

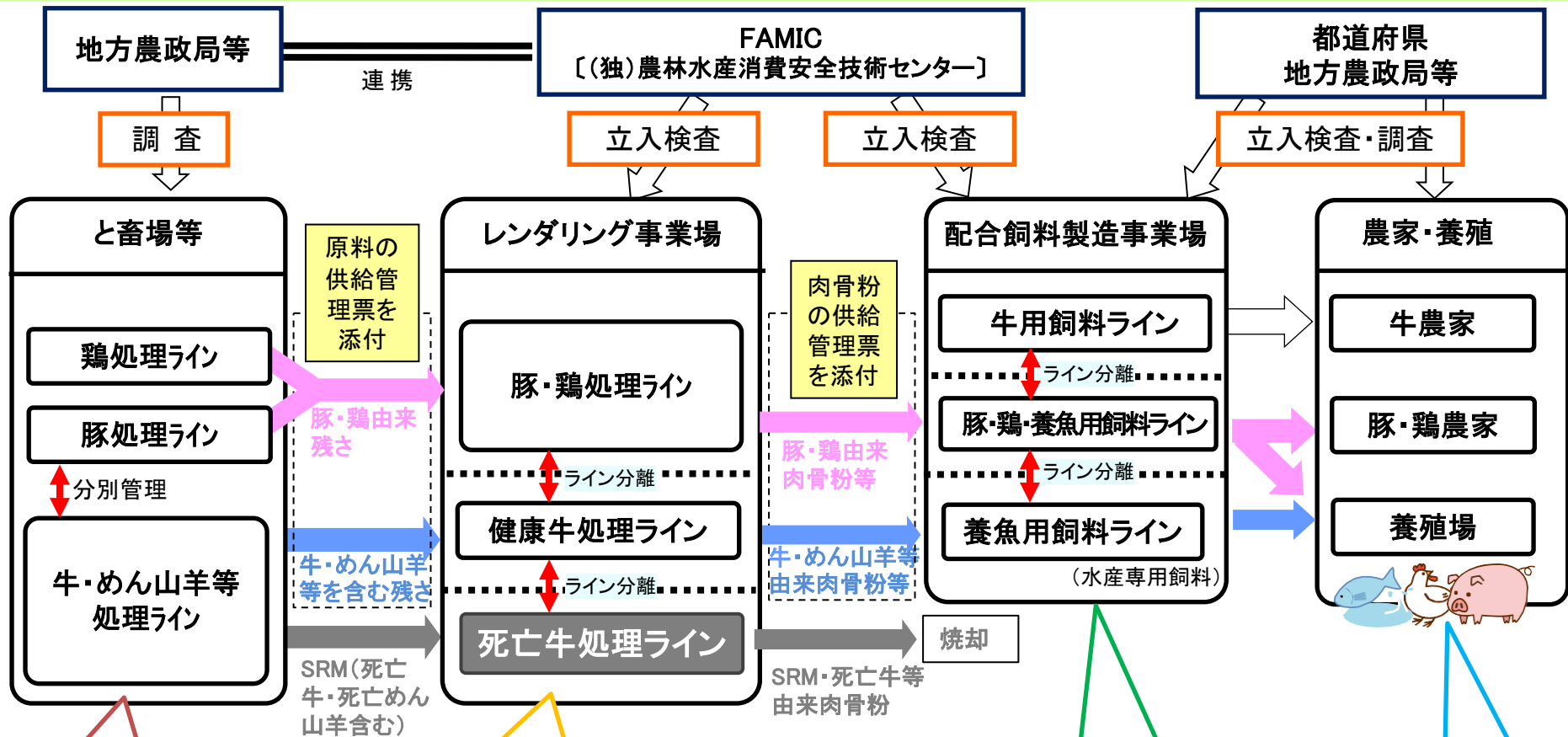
表示による誤用防止

使用禁止

使用禁止

使用禁止

# 飼料の交差汚染防止対策



・豚・鶏由来残さ(豚・鶏肉骨粉等の原料となる不可食部位)は、牛・めん山羊を処理しないラインのみから供給。

・特定危険部位(SRM)は、その他の残さに混入しないよう分別管理。

・それぞれの処理ラインを物理的に分離。

・豚・鶏肉骨粉等は、牛・めん山羊由来のものを取り扱わない専用施設で製造(※)し、豚・鶏・養魚用飼料の製造事業場のみに供給。

・SRM・死亡牛等由来肉骨粉は焼却処分。

(※大臣確認制度により、確認。)

・牛用飼料とそれ以外の家畜用飼料の製造ラインを物理的に分離。

・牛用飼料の製造ラインでは、肉骨粉等を扱わない。

・肉骨粉等を含む飼料は、豚・鶏農家、養殖場のみに供給。

・肉骨粉等(動物由来たん白質)を含む飼料には、牛への給与を禁止する旨表示。

・畜産農家に対して、牛に肉骨粉等を含む飼料を給与しないよう、周知・指導。

# 飼料規制の主な見直しの経過等

## 飼料規制の主な見直しの経過

## 飼料規制の概要 (2022. 3月時点)

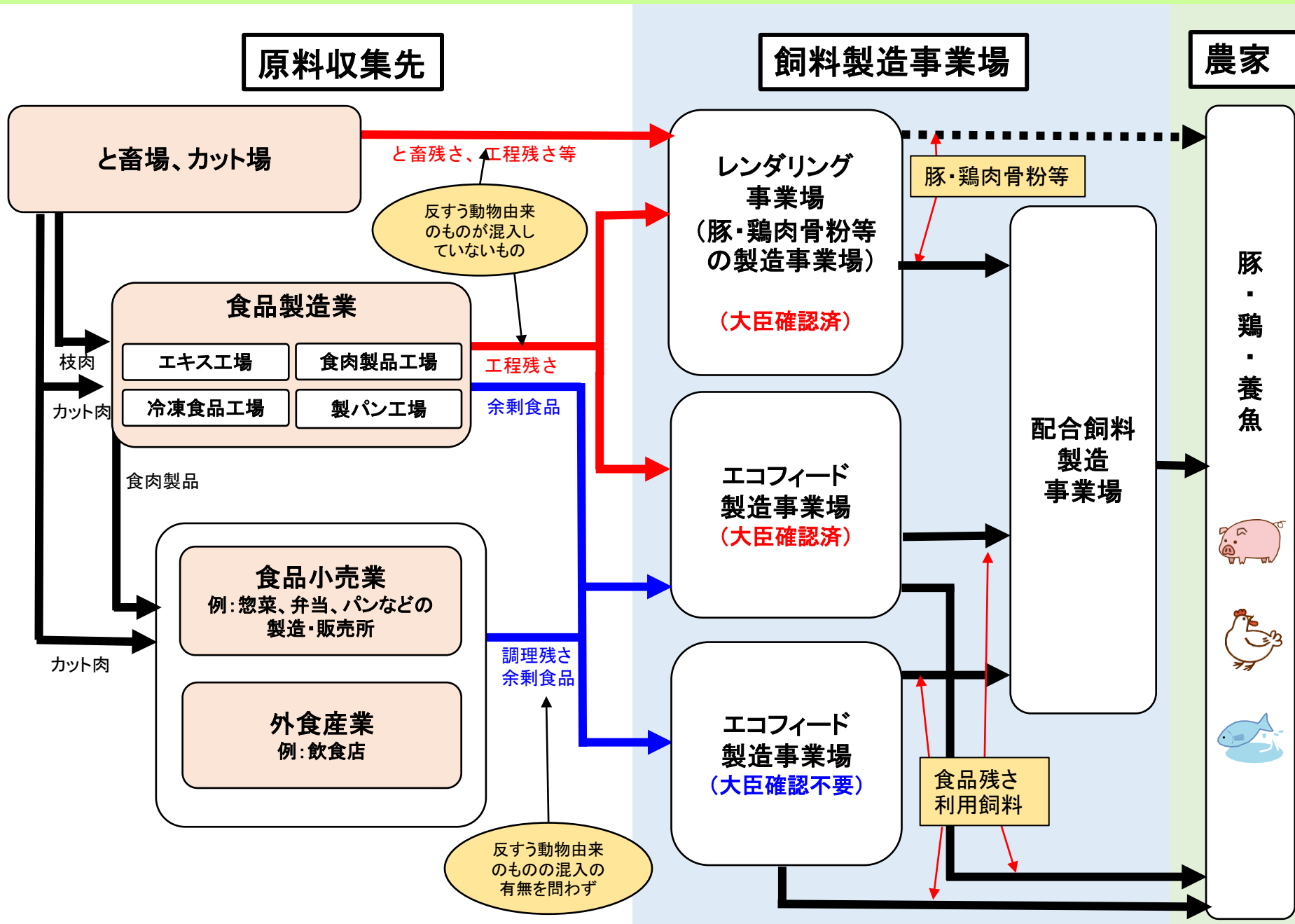
- 2001 (H13).10 肉骨粉、魚粉、動物性油脂の製造・利用を禁止
- 2005 (H17).4 豚肉骨粉等について、交差汚染防止対策を講じた上で豚・鶏用飼料への利用を再開
- 2008 (H20).5 豚肉骨粉等について、交差汚染防止対策を講じた上で養魚用飼料への利用を再開
- 2013 (H25).5 O I E より「無視できる B S E リスクの国」に認定
- 2014 (H26). 5 食品製造工場の畜水産残さの豚・鶏・養魚用飼料への利用再開
- 2015 (H27).4 牛肉骨粉の養魚用飼料への利用再開
- 2018 (H30).4 めん山羊・馬肉骨粉の養魚用飼料への利用再開
- 2020 (R2).5 馬肉骨粉の豚・鶏用飼料への利用再開

用途 由来動物等		牛用飼料	豚・馬・鶏・うずら用飼料	養魚用飼料
牛・めん羊・山羊(※)	血粉等、肉骨粉等	×	×	○
豚・鶏・馬	血粉等、肉骨粉等	×	○	○
魚	魚粉	×	○	○
鹿	血粉等、肉骨粉等	×	×	×
食品残さ(動物性たん白質を含むもの)		×	○	○

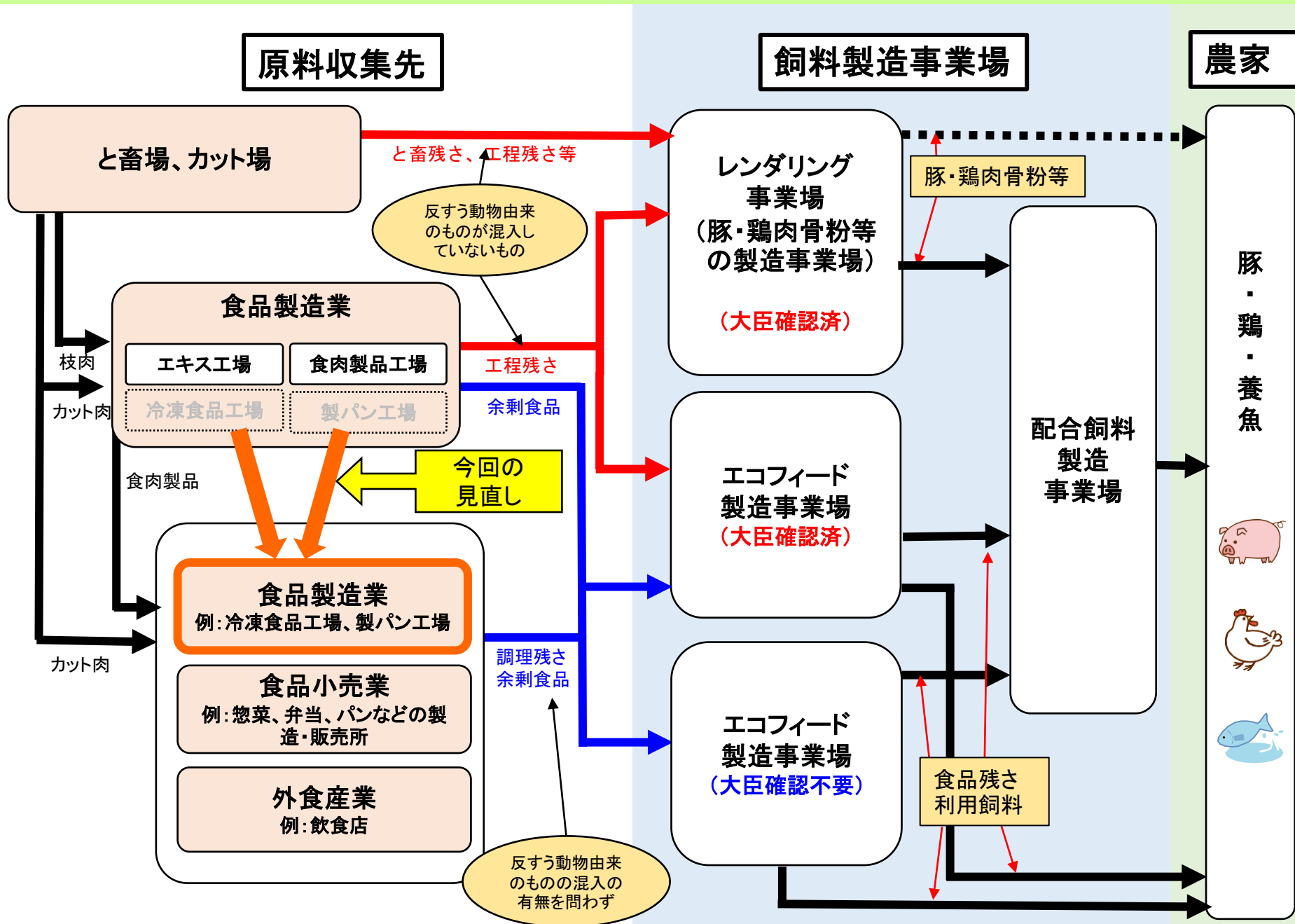
○: 利用可能    ×: 利用禁止

※死亡牛、死亡めん山羊、SRMの除去が要件  
 牛のSRM(全月齢;扁桃・回腸遠位部、30か月齢超;頭部[脳、眼など]・脊髄・脊柱)  
 めん山羊のSRM(全月齢;脾臓・回腸、12か月齢超;頭部[脳、眼など]・脊髄)

# 食品製造工場からの食品残さの飼料利用（見直し前）



# 食品製造工場からの食品残さの飼料利用（見直し後）



# (参考) 飼料・飼料原料の主な流れ

